学校における適切な動物飼育について

東部教育事務所

**家畜伝染病予防法が改正されました(H.23.4)**

**鳥インフルエンザ、口蹄疫などの発生を踏まえて「発生の予防」と「早期発見・通報」が徹底されるよう、家畜伝染病予防法が大きく見直されています。**

**学校で動物を飼育している場合も、「飼養衛生管理基準」に基づいて、日頃の衛生管理を行うとともに、鳥インフルエンザ、口蹄疫が疑われるときは、最寄りの家畜保健衛生所に通報してください。**

「飼養衛生管理基準」見直しのポイント

１ 衛生管理区域の設定と消毒の徹底

**・例えば、飼育小屋等を衛生管理区域と定め、そこに出入りする場合は、必ず消毒をすること。飼育小屋の消毒、洗浄を徹底すること。**

**・飼育小屋への野鳥、野生動物の侵入を防ぐ対策（防鳥ネット等）をとること。**

２ 飼育動物の健康観察と早期通報の徹底

**・毎日、飼育動物の健康観察を行い、異常が確認されたら、獣医師との連携を図るとともに、指定の家畜保健衛生所へ通報すること。**

**※通報・届出が必要となる「特定の症状」**

**例〈高病原性鳥インフルエンザの特定症状〉**

**過去２１日間の平均死亡率の２倍を超える死亡があった場合**

**３ 飼育状況の定期報告の徹底**

**・毎年２月１日現在の飼育している動物の衛生管理の状況について、各学校が指定の家畜保健衛生所に直接報告すること。**

**※定期報告については、次のページで詳しく説明します。**

飼育状況の定期報告について

**１ 報告が必要な動物について**

**◎鶏、あひる（アイガモを含む）、うずら、**

**きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥**

**○牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚（ミニブタを含む）いのしし**

**※犬、猫、うさぎ、インコ等は含まれません。**

C:\Documents and Settings\saitamaken\Local Settings\Temporary Internet Files\Content.IE5\6ZSNSN2V\MC900030679[1].wmfC:\Documents and Settings\saitamaken\Local Settings\Temporary Internet Files\Content.IE5\S5UZS5UF\MC900045965[1].wmf

東部管内の報告の必要な動物を飼育している学校数

　鶏…３７校　チャボ…１６校　烏骨鶏…２４校　クジャク…５校

　その他の鳥類…６校　その他の動物…７校 (H24学校の教育活動に関する調査より)

*各学校は、農林水産省、県の畜産安全課のホームページ等から、伝染病の発生予防に関する情報を積極的に収集し、把握に努めましょう！*

・[家畜伝染病予防法の改正について（農水省ＨＰ）](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/)

[・高病原性鳥インフルエンザに関する情報（農水省ＨＰ）](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/)

[・家畜伝染病予防法に基づく定期報告書について（県畜産安全課ＨＰ）](http://www.pref.saitama.lg.jp/site/katikuboueki-top/teikinohoukoku.html)

**４ 提出時期について**

**◎動物種によって提出期限が異なります。**

**・牛、羊、豚等のほ乳類→毎年４月１５日まで**

**・鶏、あひる等の鳥類　→毎年６月１５日まで**

**３ 提出先・提出方法について**

**◎定期報告書の提出は、指定の家畜保健衛生所に、郵送**

**またはＦＡＸしてください。**

　（[県畜産安全課・家畜衛生担当ページへ](http://www.pref.saitama.lg.jp/site/katikuboueki-top/teikinohoukoku.html)）

**２ 提出書類について**

**◎飼育する動物の飼育頭数羽数によって、提出する書類が異**

**なります。**

**◎県畜産安全課のホームページで確認してください。**

　（[県畜産安全課・家畜衛生担当ページへ](http://www.pref.saitama.lg.jp/site/katikuboueki-top/teikinohoukoku.html)）